

〔執政所抄^上三月〕十五日、春日御塔唯識會始事^{○中}略

油四升 代米六斗升別一斗五升

〔相良文書^{三十六}〕慶長拾一年丙午江戸御屋形作日記

永樂貳貫九百九十三文買にて 遣方^{○中}略

六月十一日 一永樂十文 あぶら五合の代

〔今昔物語^{二十七}〕仁壽殿臺代御燈油取物來語第十

今昔延喜ノ御代ニ、仁壽殿ノ臺代ノ御燈油ヲ、夜半許ニ物來テ取テ、南殿様ニ去ル事毎夜ニ有ル比有ケリ、^{○中}略 夜ニ入テ三月ノ霖雨ノ比、明キシ所ソラ尙シ暗シ、況ヤ南殿ノ迫ハ極ク暗キニ、公忠ノ弁中橋ヨリ密ニ拔足ニ登テ、南殿ノ北ノ脇ニ開タル脇戸ノ許ニ副立テ、音モ不爲ズシテ伺ケルニ、丑ノ時ニ成ヤシヌラムト思フ程ニ、物ノ足音シテ來ル、此レナメリト思フニ、御燈油ヲ取ル重キ物ノ足音ニテ有レドモ體ハ不見エズ、只御燈油ノ限リ、南殿ノ戸様ニ浮テ登ケルヲ、奔走リ懸テ南殿ノ戸ノ許ニシテ、足ヲ持上テ強ク蹴ケレバ、足ニ物痛ク當ル、御燈油ハ打泛シツ、物ハ南様ニ走リ去ヌ、^{○中}略 其ノ後此ノ御燈油取ル事、絶テ无カリケルトナム、語り傳ヘタルトヤ、

〔諸國里人談^四〕油泉

美濃國谷汲の開基豊然上人延曆年中草創の時、その地を平均^{ならす}所に、一ツの巖を鑿ければ、石中より油湧出たり、豊然誓て曰、我此地におゐて大悲の像を安置して、もし廣く利益せば、願くは此油ますく、多からんものなりと、いひおはると、則油涌いづる事泉のごとし、豊然大によりこび、十^一一面觀音を安せられける、其長五尺の像也、其後延喜の帝その瑞應をきこしめされ、額を華嚴寺と賜ふ、其油漸く微しきなれども、尊前の常燈を燈すほどは、今以てあり、

〔胸算用^五〕才覺のぢくすだれ